

事務総局会議（第26回）議事録

日時	平成29年9月12日（火）午前10時00分～午前11時35分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、中村総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、平田民事局長兼行政局長、平木刑事局長、村田家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、安東情報政策課長、門田審議官
議事	<p>1 予納郵便切手の保管方法の変更及び管理方法の整備に伴う予納郵便切手の取扱いに関する規程の一部改正について 中村総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 民事事件担当裁判官等協議会の開催について 平田民事局長説明（資料第2）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1</p> <p>◎ 了承 2</p>
秘書課長 徳岡治	

(平成29.9.12総三印)

予納郵便切手の保管方法の変更及び管理方法の整備に伴う予納郵便切手の取扱いに関する規程の一部改正について

(配布資料目録)

- 1 予納郵便切手の取扱いに関する規程の一部を改正する規程案
- 2 予納郵便切手の取扱いに関する規程の一部を改正する規程の理由案
- 3 予納郵便切手の取扱いに関する規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(平成二九・九・一一総三印)

最高裁判所規程第 号

予納郵便切手の取扱いに関する規程の一部を改正する規程

予納郵便切手の取扱いに関する規程（昭和四十六年最高裁判所規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、最高裁判所が別に定めるところにより訟廷管理官が自ら保管すべき場合を除き」を削る。

第六条第二項中「上訴、差戻し、移送その他の事由により他の裁判所に事件に関する記録を送付する場合においてその事件について自ら保管する予納郵便切手があるとき、又は」を削る。

第七条第一項中「訟廷管理官又は」を削り、「その保管する」を「返納を受けた」に改める。

第八条第一項中「所在不明その他の理由により予納郵便切手を返還することができない」を「前条第二項の規定により予納郵便切手の引継ぎを受けた」に改める。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（廃棄）

第九条 主任書記官及び訟廷管理官は、その管理する予納郵便切手が損傷したときは、これを廃棄しなけれ

ばならない。

附 則

この規程は、平成二十九年十月一日から施行する。

## 理由

予納郵便切手を管理する機能を有する事件処理システムの改修等に伴い、予納郵便切手の保管方法を変更するとともに、予納郵便切手のより適正な管理を図るため、予納郵便切手の管理方法を整備する必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

予納郵便切手の取扱いに関する規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

予納郵便切手の取扱いに関する規程（昭和四十六年最高裁判所規程第四号）

新

(訟廷管理官による受入れ及び引継ぎ)

第三条 訟廷管理官（訟廷事務をつかさどる主任書記官を含む。以下同じ。）は、当事者等（当事者又は事件の関係人をいう。以下同じ。）が郵便切手を予納したとき、又は他の裁判所から予納郵便切手の引継ぎを受けたときは、これを当該予納に係る事件が係属する部に配置された主任書記官に定めるところにより訟廷管理官が自ら保管すべき

旧

(訟廷管理官による受入れ及び引継ぎ)

第三条 訟廷管理官（訟廷事務をつかさどる主任書記官を含む。以下同じ。）は、当事者等（当事者又は事件の関係人をいう。以下同じ。）が郵便切手を予納したとき、又は他の裁判所から予納郵便切手の引継ぎを受けたときは、最高裁判所が別に

引き継がなければならぬ。

場合を除き、これを当該予納に係る事件が係属する部に配置された主任書記官に引き継がなければならぬ。

(上訴等に伴う引継ぎ)

第六条 (略)

2 訟廷管理官は、前項の規定により予納郵便切手の引継ぎを受けたときは、これを事件記録の送付を受ける裁判所の訟廷管理官（その裁判所が最高裁判所である場合には、訟廷首席書記官）に引き継がなければならない。

(上訴等に伴う引継ぎ)

第六条 (同上)

2 訟廷管理官は、上訴、差戻し、移送その他の事由により他の裁判所に事件に関する記録を送付する場合においてその事件について自ら保管する予納郵便切手があるとき、又は前項の規定により予納郵便切手の引継ぎを受けたときは、これを事件記録の送付を受ける裁判所の訟廷管理官（その裁判所が最高裁判所である場合には、訟廷首席書記官）に引き継がなければならない。

(返還等)

第七条 主任書記官は、返納を受けた予納郵便切手について返還すべき事由が生じたときは、これを返還を受けるべき者に交付し、その者から受領書を受け取らなければならない。

2 (略)

(保存等)

第八条 訟廷管理官は、前条第二項の規定により予納郵便切手の引継ぎを受けたときは、返還の事由が生じたときから十年間これを保存しなければならない。

2 (同上)

(返還等)

第七条 訟廷管理官又は主任書記官は、その保管する予納郵便切手について返還すべき事由が生じたときは、これを返還を受けるべき者に交付し、その者から受領書を受け取らなければならない。

2 (同上)

(保存等)

第八条 訟廷管理官は、所在不明その他の理由により予納郵便切手を返還することができないときは、返還の事由が生じたときから十年間これを保存しなければならない。

(廃棄)

2 (略)

第九条 主任書記官及び訟廷管理官は、その管理する予納郵便切手が損傷したときは、これを廃棄しなければならない。

(新設)

(帳簿)

第十条 (略)

第九条 (同上)

(亡失又は損傷等の報告)

(亡失又は損傷等の報告)

第十一條 (略)

第十条 (同上)

(訟廷首席書記官が行なう管理)

(訟廷首席書記官が行なう管理)

第十二條 (略)

第十一条 (同上)

(平成29.9.12民二印)

民事事件担当裁判官等協議会の開催について

- 1 主催 (1) 東京, 札幌各高等裁判所  
(2) 大阪, 広島各高等裁判所  
(3) 名古屋, 仙台各高等裁判所  
(4) 福岡, 高松各高等裁判所
- 2 期日 平成30年1月から同年2月までの間の1日
- 3 場所 1(1)については、東京高等裁判所  
1(2)については、大阪高等裁判所  
1(3)については、名古屋高等裁判所  
1(4)については、福岡高等裁判所
- 4 協議事項 (1) 合議体による審理の充実・活用を図り、裁判の質を高める  
ために序として取り組むべき課題  
(2) 単独事件において争点中心型の充実した審理を行い、裁判  
の質を高めるために序として取り組むべき課題  
(3) 改正債権法に対応し、裁判の質を高めるために序として取  
り組むべき課題
- 5 出席者 (1) 各地方裁判所の民事事件を担当する部総括裁判官及び右陪  
席裁判官1人ずつ  
(2) 各地方裁判所の民事首席書記官又は民事次席書記官いずれ  
か1人
- 6 オブザーバー 各高等裁判所の民事事件を担当する陪席裁判官1人